

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月29日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 中冨 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 兼 管理部長 西山 達男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 兼 管理部長 西山 達男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第6回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)) その他の者に対する割当 2,910,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払込むべき金額の合計額を合算した金額 947,910,000円 (注)新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと 仮定した場合の金額であります。ただし、行使価額が 修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべ き金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整さ れた場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき 金額の合計額は増加または減少します。さらに、新株予 約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予 約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少し ます。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付））】

（1）【募集の条件】

発行数	30,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	2,910,000円
発行価格	新株予約権1個につき97円（新株予約権の目的である株式1株当たり97円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	30,000個
申込期間	平成21年10月15日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号
払込期日	平成21年10月15日（木）
割当日	平成21年10月15日（木）
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 東京中央支店

（注）1．第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成21年9月29日（火）開催の取締役会決議によるものであります。

2．申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3．振替期機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町二丁目1番1号

4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名または名称		Japan Equity Value LTD.	
割当新株予約権の数		30,000個	
払込金額		2,910,000円	
割当予定先の内容	住所	C/O Icaza, González-Ruiz & Alemán (BVI) Trust Limited, Vanterpool Plaza, Second Floor Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	資本の額	5万USドル	
	代表者の氏名	Idan Moskovich	
	事業の内容	投資事業	
	大株主	Noga Capital Group 100%	
国内代理人の概要	名称	有限会社エンライトアスター	
	住所	東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー26階	
	氏名	山田 敏	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 募集の目的及び理由

当社は、世界に先駆けて超極小サイズの特定カプセル（ミセル化ナノ粒子）中に薬物を封入したDDS抗がん剤を開発しています。現在、3つの主要パイプラインがあり、パクリタキセルミセルは日本化薬(株)とライセンス契約を締結し、現在は同社にて臨床第 Ⅰ 相試験を進めています。

ナノプラチン®（NC-6004）は、Orient Europharm Co., Ltd.と日本、中国を除いたアジア地域16カ国に限定したライセンス及び供給契約を締結、現在同社と共同で臨床第 Ⅰ / Ⅱ 相試験を開始しております。これと並行して、本件プロジェクトのスピードアップを目的として、当社は別途シンガポール、香港、韓国のいずれか2ヶ国にて、同様の臨床第 Ⅰ / Ⅱ 相試験を計画しております。本件臨床試験に係る費用は総額で約4億円程度を見込んでおります。

ダハプラチン誘導体ミセルはDebiopharm S.A.と、ライセンス及び供給契約を締結、現在は同社により欧州にて臨床第 Ⅰ 相試験を行っております。本件プロジェクトにつきましては、当社が有する日本でのライセンス価値を高めることにより、将来のライセンス収益がより高まることが期待されます。そのため、日本での臨床第 Ⅰ 相試験を予定しております。これに要する費用は約2.2億円であります。

また、pH応答性ミセルを中心とした新規開発パイプライン候補の非臨床試験推進等の費用で約3億円充当する予定であります。

今後、企業価値の向上を更に増大させるために、上記3つの主要パイプラインと新規開発パイプライン候補をより迅速に進展させることが喫緊の課題であります。このような観点から、本件資金の早期手当てが必須であると考え、今回のファイナンスを決定した次第です。

(3) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、上記でご案内のようにD D S 抗がん剤を研究・開発しています。開発中のパイプラインの治験費用に関しまして、種々資金調達手段を検討してまいりましたが、金融機関による間接金融につきましては、当社の長期にわたる研究・開発の先行投資による業績赤字の状況から、借入を行うのは極めて難しい状況にあります。このような状況から、現在の当社が選択できる資金調達手段としましては直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。当社の事業概要・事業戦略を理解していただける新たなエクィティ・ファイナンスの割当先となり得る内外の事業会社を対象に、第三者割当増資や新株予約権付社債、新株予約権等のあらゆる資金調達手段を検討いたしました。

このような投資環境におきまして、今回の新株予約権の割当予定先のJapan Equity Value, LTD.は、当社の事業内容及び事業戦略を理解していただき、既存株主様の不利益を最小限に留めたいという当社の希望を取り入れ、同社より新株予約権の発行という方法をご提案いただきました。本新株予約権は対象株式数が固定されております。本新株予約権は、割当先との間に締結予定の合意によって当社が行使のタイミングを決めることができ、適正な株価（当初行使価額の115%）に到達しても行使がなされないときに、当社から行使請求を行うことができる仕組みとなっております。当社による行使要請がなされた場合、新株予約権者はかかる通知の翌取引日において、当該取引日に先立つ5取引日の平均取引高の10%以上に相当する新株予約権を行使しなければなりません。また、行使価額は、当初行使価額の100%以上150%以下の価格帯でのみ時価の92%に修正されるため、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額よりも低く修正されることはありません。また、潜在株式数は固定されていますので、際限なく希薄化が生じることもありません。以上のような設計により、株価の上昇に合わせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利益を損ねないように資金調達を行うことができることとなります。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の2週間前に通知をすることにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております。

以上の観点から、当社の研究開発進捗を促進するための最適な資金調達方法であると判断いたしました。希薄化による影響を上回る企業価値向上、また黒字達成のための事業基盤の確立により、継続した収益を計上するように最大限努力してまいっている所存であります。

なお、当社と割当予定先の間では平成21年10月14日までに本新株予約権30,000個の行使を含む買取契約を締結する予定であり、当該契約中に、上記割当先の行使義務に関する条項及び割当先の行使制限に関する条項が含まれる予定であります。

(4) 割当予定先を選定した理由

当社は本件に至るまでに、本年1月以降、複数の投資家の中から当社の事業方針および今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりました。また、投資方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことも条件としておりました。今回の割当先であるJapan Equity Value LTD.は、当社の事業内容、資金調達目的及び事業方針に理解を示していただける引受先であります。保有目的が純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことを確認し新株予約権の発行方法につきましては、柔軟かつ機動的な資本強化を行いたいという当社の考えにご理解をいただいた上で、決定いたしました。

また、割当先の払込みに要す財産の存在については、Japan Equity Value LTD.から同社の所属するグループ全体で総額100百万USドル規模の資産を運用している旨の報告を受けております。また、新株予約権発行価額相当分の預金残高を確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

また、バイオベンチャー企業に精通した投資家の資金を運用している同社より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的な関係も含め、一切の関わりがないとの確認を得ております。さらに、当社におきましても、専門調査機関に調査を依頼し、国内代理人である有限会社エンライトアスターについての調査結果等からも同社が反社会的勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。当社内でもインターネットの書き込みや記事検索等を調査し、問題がないことを確認しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありませんが、当社ファイナンシャル・アドバイザーであるアライド株式会社の紹介を受けて行われたものです。

(5) 割当予定先の保有方針

割当先はファンドを運営する会社であり、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式についても適宜判断のうえ市場動向を勘案しながら売却する方針であるが、運用に際しては市場への影響を常に留意しているとのことです。当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、割当先であるJapan Equity Value LTD.が、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に準じ、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む各暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という。）を行わないようにさせ、また、同社が制限超過行使を行わないことについて合意する予定です。また、上記割当先の行使制限にかかる義務は、本新株予約権が譲渡された場合その譲受人にも承継される旨合意する予定です。

(6) 発行条件等の合理性

本新株予約権の払込金額の算定根拠

本新株予約権の払込金額（1個当たり97円）は、本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定しました。

また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの価額（以下、「当初行使価額」という。）は、当該発行に係る発行取締役会議日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（ざら場引け値を含む）の90%に相当する金額としております。なお、本新株予約権につきましては、本新株予約権の発行日以降、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（VWAP）の92%に相当する金額（以下、「修正後行使価額」という。）に修正されることとなりますが、下限の行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額、上限の行使価額が当初行使価額の150%に相当する金額と定められています。つまり、算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は当初行使価額に相当する金額とし、行使価額は当初行使価額を下回らないこととなります。

この払込金額および行使価額は適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しております。発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される30,000株に係る議決権（30,000個）の当社総議決権（127,079個）に対する希薄化率は最大23.60%（全部行使後において総議決権数に占める割合は19.09%）となります。しかし、当社の重要課題である財務基盤の強化を図ることができ、また、今後の事業展開に伴う当社自身の企業価値向上を反映した、当社株式の市場評価を前提とした新株発行であることから、中長期的な株主価値の向上につながるものであると判断しております。

このような考えのもと、本日開催の当社取締役会では、本新株予約権の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、監査役3名全員（社外監査役3名）から、本新株予約権に関し独立した第三者機関が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む本件資金調達に関する取締役会の判断に基づく本新株予約権の発行については、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ナノキャリア株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社は単元株制度を導入していない。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として30,000株とする。(本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を交付する数は、1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの払込金額は、当該発行に係る発行取締役会決議日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(ざら場引け値を含む。)の90%に相当する金額(以下「行使価額」という。)とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 本新株予約権の発行日以降、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)の92%に相当する金額(以下「修正後行使価額」という。)に修正される。行使日前日において、下記4.で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額(下記4.による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は当初行使価額に相当する金額とし、修正後行使価額が当初行使価額の150%に相当する金額(下記4.による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は当初行使価額の150%に相当する金額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 行使価額は、本新株予約権の割当後、当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>また、行使価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	945,000,000円 上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加する。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株当たりの払込金額は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込総額を加えた額を行使請求の目的となる株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2.記載の資本金等増加限度額から上記2.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成23年10月14日、但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って、当社が残存する本新株予約権を取得する場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知を本新株予約権者が受領してから5営業日後までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京中央支店 4. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、その行使に係る新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに署名した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記3.に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。 (3) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部(以下「行使書類等」という。)が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

2. 本新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由

本新株予約権の払込金額(1個当たり97円)は、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

また、本新株予約権の当初の行使価額(31,500円)は、当該発行に係る発行取締役会決議日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(ざら場引け値を含む)の90%に相当する金額である。

3. その他

(1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(2) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

4. 買取契約の内容等について

なお、当社と割当予定先との間では平成21年10月14日までに本新株予約権30,000個の行使を含む買取契約を締結する予定であり、当該契約の内容は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権の行使要請条項

当社は、当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)が2連続取引日において当初行使価額の115%以上になった場合、当該事由の発生した当日において割当先に対し本新株予約権を以下の要領で行使することを通知して要請することができる。

当社からかかる通知があった場合には、割当先はかかる通知の翌取引日に本新株予約権を行使するものとする。

行使価額は、かかる通知の翌取引日の前日における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)の92%に相当する金額とする。

行使すべき数量は、かかる通知の翌取引日において当該取引日に先立つ5取引日の平均取引高の10%以上に相当する数量とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
947,910,000	24,450,000	923,460,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(2,910,000円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(945,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、当面銀行預金にて運用していく予定です。

上記に記載しましたように、ナノプラチン®(NC-6004)とダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験費用とpH応答性ミセル等を中心とした新規開発パイプライン候補の非臨床試験推進等の費用の支出予定時期に合わせてそれぞれ資金を充当する予定です。

調達する資金の支出予定時期

今回の調達資金の支出予定時期につきましては、下表のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ナノプラチン®(NC-6004)の臨床試験費用	400	平成22年4月以降
ダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験費用	220	平成22年9月以降
新規開発パイプライン候補の非臨床試験費用等	303	平成22年4月以降

なお、上記の金額は本新株予約権が行使価額(31,500円)で全て行使された際に出資される価額の総額であり、行使期間内に行使されない場合、あるいは当社がこれらの新株予約権を取得し消却した場合には、上記の金額は減少いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第13期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年6月29日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年9月29日）までの間において、追加が生じております。

以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

（追加事項）

10. 株式の希薄化について

今回の第三者割当による新株予約権の全ての権利行使により、現在の発行済株式総数、127,079株に対して30,000株増加し、23.60%の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なう恐れがあります。

しかし、本新株予約権の発行により、当社の経営の安定化を実現するために必要な財務体質の強化が図られるものであり、また、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を通じた株主価値の増大が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、本新株予約権の権利行使価額は、株価の変動に伴って修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の効果は、発行時に確定します。よって、本新株予約権の発行は、既存株主への影響を限定するものであると考えております。

以上の理由から、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

11. 資金調達リスクについて

今回の新株予約権の全ての権利行使により、総額947百万円の資金調達が可能となります。しかしながら、何らかの理由により割当予定先であるJapan Equity Value LTD.からの払込が実行されない場合、当社の運営に影響を与える可能性があります。

12. 大株主としての経営権について

本新株予約権の発行の割当予定先でありますJapan Equity Value LTD.の保有方針は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。本新株予約権の行使が全部行われ、かつ保有した場合のJapan Equity Value LTD.の議決権割合は19.09%となり、当社のコーポレートガバナンスに影響を与える可能性があります。

Japan Equity Value LTD.は、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、経営には関与しない旨の報告を受けております。なお、当社はJapan Equity Value LTD.から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社におきましても専門の調査機関に調査を依頼し、割当予定先及び投資一任勘定委託先が反社会的勢力との間における関係がない旨の報告を受けております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第14期 第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年7月30日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月14日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月30日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績並びに第1四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。